

令和2年1月～令和2年3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
R2.1.21	窓口受付に ついて	<p>お昼時に、保育課に手続きに行きました。 お昼時な事もあり窓口を担当する職員も少なく、待つであろう事はわかっていました。ただ、窓口に行き、中の様子を伺うと、手が空いているであろう人や雑談をしている人などがいたのにも関わらず、誰一人声をかけてくれませんでした。 他の人の対応で、担当者の手が離せないのは想像がつかます。だからと言って、待っている人に何も声をかけないという事の意味がわかりません。 「担当の者の手が空いておりませんので、少々お待ちください」の、ただその一言が言えないのでしょうか。自分の与えられた仕事だけをこなせばいいと思っただけで仕事をされているのでしょうか。 また、デスクで休憩を取っているのであれば、待っている者にとっては、紛らわしく、声を掛けられない事に、とても不愉快な気持ちになりました。 順番待ちの自動発券機やウエイティングボードの設置など改善方法はいくらでもあるはずで、意識改革や実際の対応をお願いします。</p>	<p>手続きに来庁された際に、職員の対応が至らず、不愉快な思いをおかけし申し訳ありませんでした。今後は、今まで以上に窓口対応を最優先にし、迅速な対応を心掛けます。また、混雑が予想される場合は、順番待ちの番号札を置くなどの対応を行ってまいります。</p>	保育課	手続き・届 出・税
R2.1.23	西尾コンベン ションホール について	<p>西尾コンベンションホールについての意見です。私は施設の1室を学習室として開放してほしいです。理由は2点あり、1つ目は、外から見ているだけなので、実際は分からないのですが、施設が十分に活用されていないように思えます。 確かに人が立ち入りしている日もありますが、そうでない日がかかり多くあると感じます。そういった意味での施設の可動率という観点から、施設の存在意義が薄れているような気がします。 2つ目は、市の学習施設の設備が乏しいと感じます。どのような点で乏しいかというと、図書館に関して言えば、席が足りず入れない(学生の考査期間のときに限りますが)、住む人の場所によっては距離的にも遠い、ということがあり、公民館・ふれあいセンターに関して言えば、●人以上でない部屋は貸せないとか、元から勉強スペースが作られていません。 以上の2点より、私は是非西尾コンベンションホールの1室を学習室として一般開放して、学生達により良い学習の空間を提供してほしいと考えています。ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>西尾コンベンションホールは、市の玄関口及び地域経済の中心地として、市内外を問わず多くの方が「交流」でき、駅周辺から中心市街地全体の「賑わい創出」に寄与できる施設として平成30年10月にオープンしました。 この施設は、民間会社が運営しており、大ホール(A・B)と多目的ルーム(3室)を備えており、企業・団体の周年事業、総会、展示会、商談会、会議、ミーティング、コンベンション、文化的催事及びイベントなどに利用されております。 お寄せいただきましたご意見については、当コンベンションホールを運営する事業者と連絡を取り、内容を伝えましたところ、最近では多目的ルームの利用は増加傾向にあるとのことでした。ご要望いただきました学習室としての一般開放は、採算面からも難しいとのことでありました。 市としましては、事業者の運営方法などを義務付けることはできませんが、いただきましたご意見を踏まえ市民の方々喜んでいただけるような施設となるよう、事業者の取り組みを定期的に確認してまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。</p>	都市計画課	住まい・まち づくり

令和2年1月～令和2年3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
R2.2.3	下水道配管網地図の作成、配布について	地震防災のワークショップが開催されたと新聞で報道がありました。 その記事の中に、下流の下水処理施設が被災した場合、上流での利用者に対する利用制限などのお願いが生じると書かれています。 そこで、広域的な連携への認識や心構えに役立つ情報資料として、下水道配管網地図の作成、配布を検討してください。	下水道配管網地図の作成配布につきましては、県が管理する流域下水道及び市が管理する公共下水道の幹線管渠の位置は、西尾市公共下水道供用区域図で確認でき、下水道整備課又は各支所にて無料で提供しております。 なお、西尾市公共下水道供用区域図については、西尾市ホームページへの掲載を今後検討してまいります。 さらに詳細な管路につきましては、下水道整備課にて下水道台帳の閲覧ができます。複写をご希望の場合は、有料にて提供しております。	下水道整備課	住まい・まちづくり
R2.2.10	高齢者安全運転支援装置の購入補助について	近年、高齢化により市内でも高齢者ドライバーが増えています。テレビ等で報道されているように、ブレーキとアクセルのペダルの踏み間違いによる事故が多発しているため、西尾市は安全運転支援装置設置の補助金は検討してないのでしょうか。近隣市では、すでに補助金制度を運用している自治体もあります。 悲惨な人身事故を未然に防止するためにも、すぐにでも予算を取りPRをして頂きたいです。	高齢者安全運転支援装置の購入補助につきましては、西尾市も高齢者に対して後付けの安全運転支援装置設置費を補助する制度を令和2年度から始められるよう事務を進めております。詳細については準備が整い次第ホームページ等で周知しますのでよろしく願います。 (公開にあたり追記) 西尾市も令和2年4月から高齢者に対して安全運転支援装置設置費の補助制度を始めました。 詳細につきましては、ホームページ、広報にしお5月号をご覧くださいませよう願います。	危機管理課	交通・防犯
R2.2.17	市役所の電気の消灯について	市役所の1階、2階の通路や事務室内の電気は、昼の休憩時間でも消灯されていません。経費節減や節電のために消灯したり、蛍光管を間引きするなど最小限にしたりしてはどうですか。	市役所の本庁舎1階、2階の南北通路の照明は、日頃から蛍光管の本数を半分に減らすことで節電に努めております。休み時間の消灯につきましては、自然光の入りにくい場所であり、消灯することでロビーやカウンターが暗くなり、来庁される市民の皆様に対して、適切な行政サービスを提供できなくなることから実施しておりません。 休み時間の事務所内の消灯につきましても、休み時間の業務に違いがあることから、各部署の判断により事務に支障のない範囲で行っています。	総務課	施設
R2.2.17	隣のアパートの照明について	最近、隣にアパートが建ったのですが、その照明が過剰で、光が強くて目が辛いのです。 普通の街灯のような明るくはなく、車のヘッドライトのような強い光のため、夜でも自宅の中になんかの明るさで差し込んでいます。真夜中でもつけっぱなしのため、眩しくてたまりません。 市から注意や規制などを行うことはできませんか。	隣に建設中のアパートの照明が強く、お困りとのことですが、現地を確認させていただきましたところ、ご指摘の照明はアパート敷地内に複数設置してある「ポール灯」とアパートの銘板を照らす「スポットライト」であると思われます。 外灯の設置(本数、照度)については、法令等での設置基準はありません。また、照明器具による光害の取締に関する法令等もないため、市からの指導は出来かねますのでご理解ください。 外灯は、一般的に入居者の安全や防犯のために設置していると思われますので、アパートの所有者と近隣住民の皆さんによる話し合いによる解決をお勧めいたします。	環境保全課	環境・衛生

令和2年1月～令和2年3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
R2.2.27	路上喫煙禁止について	<p>・全ての路上や公園を禁煙区域化してください。</p> <p>・歩き煙草や路上喫煙、公園での喫煙を禁止して摘発し違反者から罰金を徴収してください。</p> <p>・街中の路上や店舗前等にある灰皿や路上喫煙所を全て設置禁止にして撤去願います。</p> <p>・煙草の吸殻ポイ捨てを禁止し違反者から罰金を徴収してください。</p> <p>・市内のショッピングセンターで、キッズコーナーのすぐ近くに喫煙場所があるため、受動喫煙で子供達が健康被害を受けています。店側が喫煙場所の撤去に応じないとのことですが、市から店側へ指導することはできませんか。</p>	<p>(回答)</p> <p>【土木課】</p> <p>歩き煙草や路上喫煙は、歩行者の安全な通行に支障を及ぼす危険行為には該当しないため、道路管理者として規制などの対応は考えていません。また、道路区域に喫煙所などが設置してある場所はなく、設置の予定もありません。</p> <p>【公園緑地課】</p> <p>西尾市内の公園は全て敷地内禁煙としております。灰皿、喫煙所等は設置しておりませんので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>【ごみ減量課】</p> <p>煙草の吸殻ポイ捨てに対しては、空き缶、空き瓶、紙くず、飼いのふん等ごみの散乱防止に向けた取組として、ポイ捨て禁止看板の配布・設置など、今後も市民のマナー改善に向けた取組を行ってまいります。</p> <p>なお、「西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例」での違反者からの罰金徴収の考えはございませんが、必要に応じて指導してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>【健康課】</p> <p>令和2年4月の改正健康増進法全面施行に向け、受動喫煙防止について、市民の方には広報を通じて周知しております。</p> <p>なお、ショッピングセンターの喫煙場所につきましては、受動喫煙防止対策の指導監督機関であります愛知県西尾保健所が関わり対応しております。今後も愛知県西尾保健所と協力し、受動喫煙防止対策について進めていく予定としております。</p>	土木課 公園緑地課 ごみ減量課 健康課	健康・医療
R2.2.28	マスクの配布について	<p>新型コロナ感染症の影響で、マスクの購入ができません。布製のマスクであれば、洗って繰り返し使えることを知ってとても良いと思いました。使い捨てのマスクはいくつあっても足りませんが、そういうマスクを使うことによりマスクの状況が良くなると思います。そのようなマスクを、市から市民に配布することはできませんか。</p>	<p>洗って繰り返し使えるマスクは、ガーゼ素材を含め、広く流通しております。</p> <p>しかし、現状ではどのようなマスクでも入手困難である状況は変わりありませんので、西尾市がマスクを配布することは出来かねます。マスク不足の現状を考慮し、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、感染防止の手段として、マスクに焦点がいきがちですが、手洗いや人が触れる場所の消毒も感染防止の重要な要素となりますので、日常生活で注意出来ることもご家庭で実践していただくと幸いです。</p> <p>今後も、感染拡大防止に向けて、西尾市として取り組んでいけることを実践していきますので、宜しくお願ひいたします。</p>	健康課	健康・医療

令和2年1月～令和2年3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
R2.3.2	岡ノ山遊ぼっ 茶広場の駐 車場につい て	<p>先日、雨が降っていたので、岡ノ山遊ぼっ茶広場の駐車場に車を置いて、高架下の一般車両通行止めの白線のないアスファルトの広場で遊んでいたところ、従業員の駐車場であり車が止まっているからという理由で、管理者の方から遊ばないよう注意されました。</p> <p>従業員というのは、道の駅の従業員や管理者という理解でいいでしょうか。従業員の駐車場であれば、文章で「従業員用駐車場のため一般車両通行止め」というように明示していただきたいです。この場所はイベント等をする時に使う場所で駐車場ではないと思っていました。駐車場とわかっていれば、最初から常識的に遊びはしません。</p> <p>それとこういった公共施設を管理している人や働いている人の態度や言葉使いが悪いです。駐車場であることを知らなかったとはいえ、こちらに非があるのですが、注意の仕方にも問題があると思います。利用して良かったと思える施設運営をお願いします。</p>	<p>岡ノ山遊ぼっ茶広場のご利用にあたって、ご不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。</p> <p>岡ノ山遊ぼっ茶広場の高架下部分のうち、車止めが設置されている奥の舗装部分につきましては、通常時は広場やイベントスペースとして、混雑時には駐車場として利用することとしており、駐車場としている際には広場としての利用は禁止しております。車両と来園者の混在は大変危険なため、ご理解、ご協力をお願いしております。</p> <p>従業員の駐車場に関しましては、指定管理者には通勤車両の駐車場利用を認めておりますが、位置の指定はしていません。指定管理者に確認したところ、「平日は一般の駐車場に駐車し、土日など人出が予想される時は、混雑緩和のため奥に駐車している」とのことでした。今後は駐車状況を見ながら柔軟に対応するように指示をしました。また、接客態度、言葉遣いにつきましても、常に親切な対応を心掛けるよう周知を図りましたので、よろしく願いいたします。</p>	公園緑地課	施設
R2.3.4	屋外施設の 無料開放に ついて	<p>小中学生を持つ父親です。新型コロナの影響で、学校は休校、部活は休部、塾や習い事は休みなどで子供達の居場所がなく、このままでは子供も大人もストレスを抱え、4月から通常に戻っても不登校児の増加や心身的なストレス、ゲーム依存など多々想定できます。</p> <p>そこで提案ですが、夜間のグラウンドやテニスコートなどの屋外の施設を開放し、体を動かす場を提供したらどうでしょうか。感染リスクはほぼないと思いますし、恐らく予約も屋外施設はキャンセルされ空いていると思います。夜間、個人で借りて使用すればいい話ではありますが、親子で使用するにはあまりにも金額の負担がかかってしまいます。</p> <p>感染を考えると、屋間子供達が集まって使用するの認められないかもしれませんが、夜間に親子単位で陸上、サッカー、野球、テニス等使用するのであれば良いのかなと思います。親子単位で使用できる場を提供していただけませんか。</p>	<p>現在、西尾市の屋内体育施設及びホワイトウェイブ21の対応状況は、全館休館としており、屋外体育施設は、利用の自粛をお願いしておりますが使用できることとなっております。</p> <p>屋外体育施設の夜間グラウンド及びテニスコートについても、予約をしてご利用いただいております。施設により空き状況も様々ではありますが、現在も利用予約が入っており、夜間照明については利用料金も定まっていることから、ご提案いただいた無料開放というのは、困難な状況です。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症による感染の拡大が予想されております。西尾市のグラウンド及びテニスコートなどの屋外体育施設が全面利用中止になった場合は、少人数であっても開放することは考えておりません。ご不便をお掛けいたしまして申し訳ありませんが、感染症の拡大防止のためご理解とご協力をお願いいたします。なお、状況により施設の開放状況などが変わる場合がございますので、最新の状況につきましては、市ホームページなどのご確認をお願いします。</p>	スポーツ振興課	施設
R2.3.9	公民館所在 地の地図な どによる可視 化について	<p>公民館は地域の大切な施設となっております。行政として、その所在場所を地図に表記するなど可視化しておくことが必要であると考えます。無いようでしたら作成の上、各部署へ配備し活用できるようにしたらと考えます。災害時に役立つのでは。</p>	<p>公民館等の地域集会施設は、主に町内会による管理のもと、当該地区の住民による会議、社会教育活動、レクリエーション等の地域活動の場として利用されていますが、地域集会施設によっては、災害時における拠点施設としての役割を併せ持っています。</p> <p>現在、市では地域集会施設の所在地等の情報提供は行っておりませんが、市ホームページ上に掲載した、生活・行政情報などを提供するサービス「西尾市まちかど探検マップ(にしたんマップ)」を改編するタイミングで検討します。</p>	地域つながり課	情報

令和2年1月～令和2年3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
R2.3.12	第一委員会 室における 市議会の傍 聴について	市議会の傍聴に関して (1)本会議場にはレーザー設備が用意されていますが、第一委員会室には未設置です。議員の発言内容が聞き取りにくく、聴力障害者のためにも、こちらにも同様の設備をお願いできませんか。 (2)第一委員会室の傍聴席から逆光のため議員の皆さんの表情がよく見えません。ブラインドの閉鎖、もしくは遮光カーテンの設置をお願いできませんか	1点目の第一委員会室の音声につきましては、議場のようなレーザー設備はありませんので、音響設備の音量調整で対応いたします。音量の増幅が必要な場合は、議会事務局職員にお申し出いただき、会議の運営に支障のない範囲で対応をいたします。なお、第一委員会室にレーザー設備のような特別な設備を設置する予定はありません。 2点目の第一委員会室の光度調節につきましては、天候等を勘案し、会議の運営に支障のない範囲で対応をいたします。 ※受付後すぐに議事課へ連絡、同日開催の委員会から一部の内容について対応済み	議事課	行政
R2.3.30	「広報にし お」みんな の情報ガイ ドについて	今年度から広報にしお「みんなの情報ガイド」のコーナーがなくなりました。長い間、情報を掲載していただき、その効果を実感しておりました。そこで当コーナーが廃止された理由をお知らせいただけますか。あるいは、それに代わるコーナーを設けていただけませんか。	広報にしおは、令和2年4月号から月1回の発行になり、併せて紙面をリニューアルしました。月2回から月1回の発行となるため、ページ数の削減と掲載内容の精査が必要となり、市民の皆さんにお伝えすべき行政情報を優先して掲載するため、ご指摘の「みんなの情報ガイド」は終了させていただきました。 「みんなの情報ガイド」に代わるコーナーではありませんが、4月号から「ひろがる西尾の輪」というコーナーでサークルや団体の活動などについて掲載をしていますので、ぜひ、ご活用ください。	秘書広報広聴課	情報